

上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、買物困難地域における高齢者の買物の機会を確保し、及び高齢者の健康状態や生活状況の変化を早期に発見し、必要な支援に繋げることを目的として、見守り活動を兼ねた移動販売を行う者に対し、予算の範囲内で上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 買物困難地域 市長が、商店の数及び位置を勘案し、高齢者が徒歩で外出し、買物を行うことが困難であると認める地域として次に掲げる地域をいう。

ア 大矢野町中

イ 大矢野町維和

ウ 大矢野町湯島

エ 姫戸町姫浦（牟田地区に限る。）

オ 龍ヶ岳町大道

カ 龍ヶ岳町高戸

(2) 見守り活動 高齢者の見守りを行い、健康状態や生活状況の変化を発見した場合に市又は地域包括支援センターに連絡することをいう。

(3) 移動販売 車両（食料品及び日用品を販売するための設備及び冷蔵機器を備え付けた車両に限る。以下同じ。）を使用して不特定多数の者を対象に、あらかじめ巡回する経路及び時間を設定して食料品及び日用品を販売することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、上天草市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人で市税を滞納していないものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、買物困難地域において実施する見守り活動を兼ねた移動販売の事業とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 週1回以上、見守り活動を兼ねた移動販売を行うこと。

(2) 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の日が属する年度の翌年度から起算して5年以上継続して見守り活動を兼ねた移動販売を行うこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令を遵守すること。

(4) 補助事業は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の日以後に開始し、当該日が属する年度の末日までに完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 政治又は宗教に係る事業と認められる場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6項に規定する暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している場合

（補助対象経費、補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付を既に受けている場合（交付の決定を受けている場合を含む。）は、補助対象経費からその額を除くものとする。

2 補助金の交付は、1回を限度とする。ただし、移動販売を新たに開始する補助対象者が燃料費及び広告宣伝費に係る補助金の交付を受けようとする場合は、2回を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書

(3) 補助対象経費の積算の根拠となる書類

(4) 市税の未納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う調査により、速やかに補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の申請の却下を決定したときは、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（内容の変更の申請）

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）にその変更の内容又は理由が分かる書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金の額に変更がなく、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の全体及び各費目における20パーセント以内の額の変更をいう。

（内容の変更の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により変更承認申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の内容を変更できるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（前条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日（同項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の日が属する年度の末日までのいずれか早い日までに、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第8号）

（2） 上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業実施状況報告書（様式第9号）

（3） 収支決算書

（4） 補助対象経費の積算の根拠となる書類

（5） 買物困難地域で移動販売を行っていることを証する書類

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金交付額確定通知書（様式第10号。以下「確定通

知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知をした後において、補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業補助金概算交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払で補助金を交付した場合において、第11条の規定により交付すべき補助金の額(以下「確定額」という。)を確定した後、概算払で交付した補助金の額(以下「概算払額」という。)が確定額に満たないときはその差額を交付するものとし、概算払額が確定額を超えるときは期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の決定を受けた内容以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 第7条第2項に規定する補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の日が属する年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの間に補助事業を廃止したとき。

(調査)

第15条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するために必要と認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、見守り活動を兼ねた移動販売に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(実施状況の報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間、各年度の末日までに上天草市高齢者の見守り活動を兼ねた移動販売事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、補助金により購入した車両若しくは設備又は冷蔵機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数を経過するまでに、市長の承認を得ないで補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助金の額
車両又は当該車両に備え付ける設備若しくは冷蔵機器の購入、賃借又は整備に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、200 万円（賃借の場合は、30 万円）を上限とする。
移動販売を行っていない者が新たに移動販売を開始する年度及び当該年度の翌年度の補助事業に要する燃料費及び広告宣伝費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、年間 50 万円を上限とする。